

原動機付車両部品製造のための原材料輸入に対する関税軽減措置
(2000年3月31日付け財務大臣令 No.97/KMK.05/2000)

インドネシア共和国財務大臣は、

- a. 国内の原動機付車両部品産業の成長を促進するために、原動機付車両部品製造のための原材料輸入に対する関税軽減措置を供与する必要があること、
 - b. 国家収入の利害を留意しつつ、関税便宜供与の効果を高めるために、財務大臣令により、財務大臣令 No.345/KMK.01/1999 (官報 6328 号、12B-13B ページ) を変更する必要があるとみなされること、
- を考慮し、

1. 通関に関する法律 1995 年 10 号 (BN¹5806 号、5B-19B ページ)
2. 大統領令 1999 年 355/M 号
3. 物品分類システムと輸入品に対する関税率決定に関する財務大臣令 No.440/KMK.05/1996 (BN5880 号、15B ページ) およびその変更および追加である財務大臣令 No.569/KMK.01/1999 (BN6413 号、12B ページ)

を鑑み

以下を決定した：

原動機付車両部品製造のための原材料輸入に対する
関税軽減措置に関する財務大臣令を定める。

第 1 条

本令添付に規定の原動機付車両部品産業による原動機付車両部品製造用の原材料輸入に対しては、以下の規定に基づく関税軽減措置が供与される：

1. 原動機付車両部品製造用の原材料輸入に対して関税軽減措置を供与し、最終関税率は 5% となる。
2. インドネシア関税率表 (BTBMI) に記載の関税率が 5% 以下の場合、インドネシア関税率表の関税率が適用される。

第 2 条

第 1 条にある関税軽減措置を取得するための申請には以下の書類を添付すること：

1. 納税者番号 (NPWP)
2. 関連省庁/機関からの事業許可書
3. 物品の数、種類、仕様、価格のリスト

第 3 条

- (1) 原動機付車両部品産業は、第 1 条にある便宜を取得するために関税総局長に申請を行う。

¹ ビジネスニュースのことか？

- (2) 上記(1)項の申請が条件を満たしている場合、関税総局長あるいは指名された役人が、財務大臣の名義で、関税免除を受ける物品リストと荷揚げ港の指定を添えて、関税軽減措置決定を供与する。
- (3) 関税軽減措置を取得した原動機付車両部品産業の義務は：
 - a. 通関分野の監査のために原動機付車両部品原材料輸入の記帳を行う
 - b. 関税軽減便宜供与に関連する資料、記録、記帳を輸入から最低10年間、事業場で保管および維持する
 - c. 輸入実施に関する報告を提出する

第4条

第3条(2)項にある関税軽減便宜を取得した物品に対し、物品リストに記載の数、種類、仕様に関する規定を満たしていない輸入が行われた場合、関税およびその他の輸入徴収金が課せられる。

第5条

- (1) 関税軽減便宜を取得した物品は当該産業の目的のみに利用できる。
- (2) 上記(1)項にある物品の乱用により、当該物品に対して供与された関税便宜は取り消しとなり、支払うべき関税と不足分関税の100%の罰金を支払わなければならない。

第6条

- (1) 国家財政の権利保護と現行の税および関税諸規定を満たすことを保証するために、関税総局長は、物品の出し入れ、利用および供給に関連する産業および廃棄物処理事業者の記帳、記録、資料に対する監査を行う。
- (2) 上記(1)項の監査結果に基づき、産業および廃棄物処理の事業者は支払うべき税・関税および罰金による行政罰を完済する責任を有する。

第7条

旧規定に基づき重機部品製造用の原材料および特定の部品、重機組み立てのための特定部品の輸入に対する関税免除便宜を取得済みで、全ての輸入を実現していない企業は引き続き旧規定に基づく関税便宜供与決定を利用でき、当該決定有効期間終了後は、規定の延長およびあるいは変更は出来ないものとする。

第8条

本令の発効時点から、財務大臣令 No.345/KMK.01/1999 は無効となる。

第9条

本令実施のために必要な規定はその詳細を関税総局長が定めるものとする。

第10条

本令は2000年4月1日から有効となる。

全ての人に知らしめるため、本令をインドネシア共和国官報に記載する。

2000年3月31日
ジャカルタにて制定

財務大臣

バンバン・スティブヨ